



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託 (税務課)	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の解除 (")	1
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (")	2
高知県公安委員会告示	
○告示 (運転免許取得者教育の認定) の一部改正	2
○告示 (指定講習機関の指定) の一部改正	2

告 示

高知県告示第512号

高知県議会定例会を、平成30年6月22日に高知県議会議事堂に招集する。

平成30年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第513号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金 (以下「徴収金」という。) の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成30年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

委託した者		委託の内容	委託期間
所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	徴収金の収納事務の取りまとめ	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	〃	〃
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーズチェーン株式会社	〃	〃
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	〃	〃
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	〃	〃
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	〃	平成30年4月1日から平成30年9月30日まで

高知県告示第514号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成30年6月15日	高知県知事 尾崎 正直		
1 解除予定に係る保安林の所在場所 高岡郡四万十町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)			
2 保安林として指定された目的 水源の涵養			
3 解除の理由 道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)			
高知県告示第515号			
次の保安林を解除したので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。			
平成30年6月15日	高知県知事 尾崎 正直		
1 解除に係る保安林の所在場所 高知市孕東町字田有ヶ山86の1・87の1・88の1 (以上3筆について次の図の示す部分に限る。)			
2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存			
3 解除の理由 鉱業用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)			
高知県告示第516号			
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、平成30年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。			
平成30年6月15日	高知県知事 尾崎 正直		
1 道路の種類 国道			
2 路線名 321号			
3 道路の区域			
区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町弘見字田中ノ前2179番7から幡多郡大月町弘見字奥ノ後口2090番1ま	前	5.8 } 10.0	245
	後	10.0 }	245

で	21.8
---	------

高知県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見寺野274番1から高岡郡中土佐町大野見寺野179番1地先まで	A	3.6	225
		21.0	
	高岡郡中土佐町大野見寺野124番1から高岡郡中土佐町大野見萩中字西屋敷8番まで	B	3.2
73.1			
C		3.2	395
	28.0		
高岡郡中土佐町大野見寺野274番1から高岡郡中土佐町大野見大股848番1まで	D	10.8	620
		93.8	
高岡郡中土佐町大野見萩中字西屋敷8番から高岡郡中土佐町大野見大股848番1まで	C	3.2	395
		28.0	

高岡郡中土佐町大野見寺野274番1から高岡郡中土佐町大野見大股848番1まで	D	10.8	620
		93.8	

高知県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年6月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日ノ御子土佐山田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町佐竹字イノ石16番1から香美市土佐山田町佐竹字深谷尻2番地先まで	前	4.0	191
		6.4	
香美市土佐山田町佐竹字ホヒムマ110番1地先から香美市土佐山田町佐竹字深谷尻2番地先まで	後	5.5	191
		14.2	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成30年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	鶴田亀代志	安芸郡安田町西島 406番地3
〃	門脇 正純	〃 〃 安田1914番地

〃	南 範雄	〃 〃 西島 202番地
〃	井上 章夫	〃 〃 〃 177番地
〃	西山 英雄	〃 〃 〃 399番地1
〃	手島 力	〃 〃 東島 627番地1
〃	武内孝二郎	〃 〃 西島 661番地1
監事	西山 隆満	〃 〃 〃 418番地1
〃	齊藤 久高	〃 〃 東島 442番地4
(就任)		
理事	鶴田亀代志	安芸郡安田町西島 406番地3
〃	門脇 正純	〃 〃 安田1914番地
〃	南 範雄	〃 〃 西島 202番地
〃	井上 章夫	〃 〃 〃 177番地
〃	西山 明広	〃 〃 〃 368番地
〃	手島 力	〃 〃 東島 627番地1
〃	武内孝二郎	〃 〃 西島 661番地1
監事	西山 隆満	〃 〃 〃 418番地1
〃	齊藤 久高	〃 〃 東島 442番地4

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、安芸市川北江川土地改良区の定款の変更を平成30年5月29日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第12号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

表中「代表取締役 山口 隆朗」を「代表取締役 山口 直剛」に改める。

高知県公安委員会告示第13号

平成29年7月高知県公安委員会告示第12号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年6月15日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

表中「山口 隆朗」を「山口 直剛」に改める。